

# 岐阜県障がい者福祉の手引

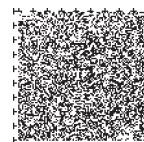
令和2年度版



ふれあいアートステーション・ぎふ 令和元年度知事賞作品

## 岐阜県健康福祉部

目の不自由な方にもご活用いただけるよう38p～43pに「音声コード」を付けました。  
専用装置で読み取ると音声で内容を読み上げます。



障がいに関する相談について

手帳の交付

自立支援給付で受けられるサービス

医療

補装具・日常生活用具等

住宅

情報伝達支援

行動範囲の拡大等

年金・手当・共済制度

税金・公共料金

就労・雇用

スポーツ・文化  
レクリエーション

特別支援学校

各種施設等

障がい者団体・ボランティア

資料

指定障害福祉サービス事業者等一覧

# 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例

## 第一章 総則

第一条 この条例は、障害のある人に対する理解を深めることその他の障害を理由とする差別を解消するための取組及び障害のある人と障害のない人との交流を促進するための取組について、基本理念を定め、県の責務並びに障害者関係団体、市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、これらの取組に係る施策を総合的に推進することにより、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人も障害のない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる社会（以下「共生社会」という。）の実現を図り、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二条 この条例において「障害のある人」とは、障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。

3 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第三条 共生社会の実現は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に、次の事項を旨として図られなければならない。

- 一 全ての障害のある人は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全ての障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。
- 三 全ての障害のある人は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- 四 障害を理由とする差別及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。
- 五 県内に暮らす障害のある人の生活だけでなく、県外から訪れる障害のある人の過ごしやすさにも配慮されること。

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための施策（以下「共生社会実現施策」という。）を総合的かつ主体的に策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人の意見を聴き、必要に応じ、県及び市町村に対し必要な措置を講ずるよう要請することその他の共生社会を実現するために必要な障害のある人に対する支援を行うよう努めるものとする。

2 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、県、市町村又は他の障害者関係団体が実施する共生社会実現施策又は障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための取組について協力するよう努めるものとする。

第六条 県は、市町村が独自の工夫により、共生社会実現施策を実施する場合は、市町村と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、障害者関係団体が前条第二項の取組を実施する場合は、障害者関係団体と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、その活動に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、前二項に規定する市町村及び障害者関係団体と連携し、又は一体となって共生社会実現施策を推進するものとする。

第七条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、社会的障壁があると感じた場合は、周囲の人に対してそれを積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県、障害者関係団体又は市町村が実施する共生社会実現施策又は第五条第二項の取組に協力するよう努めるものとする。

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、障害のある人の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに、雇用環境の整備その他適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めるものとする。

## 第二章 障害を理由とする差別の禁止

第九条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

## 第三章 共生社会実現施策

第十条 県は、共生社会実現施策に広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、県民会議を設置する。

第十一条 県は、県民の基本理念に対する関心と理解を深めるとともに、白じょう杖（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第十四条第一項に規定する目が見えない者が携えるつえをいう。）、障害のある人に関する記号（障害のある人が利用できる建物、施設であることを表すための記号その他の障害のある人に関する事項を表示するための記号をいう。）その他の障害のある人に対する理解を深めることに資する知識の普及を図るため、必要な啓発を行うものとする。

第十二条 県は、学校教育において、障害のある人に対する理解の促進を図られるよう努めるものとする。

第十三条 県は、障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、幼児期から互いの交流を促進するものとし、保育所、学校、地域その他のあらゆる場所において交流の機会の拡大及び充実を図るよう努めるものとする。

第十四条 県は、共生社会の実現のため、県民の模範となる行為をしたと認められる障害者関係団体その他の団体、県民及び事業者を顕彰するものとする。

第十五条 県は、共生社会実現施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

ヘルプマークを知っていますか？

援助が必要な方のためのマークです。



外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。  
このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、  
困っているようであれば声をかける等、  
**思いやりのある行動**をお願いします。

- ヘルプマークは、次の場所で配布しています。各市町村の障がい福祉担当課／県事務所福祉課（西濃、揖斐、中濃、可茂、東濃、恵那、飛騨）／岐阜県庁障害福祉課
- ヘルプマークの裏面には、必要な支援が記載されたシールが貼ってあります。みなさまのあたたかいご支援をお願いします。
- ヘルプマークの啓発を応援いただける方や事業所に、ポスター及びチラシをお配りしています。詳しくは、県庁障害福祉課までお尋ねください。
- 詳しくは、県庁ホームページをご覧ください。 <https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/helpmark.html>

# 障がい者マーク、いくつご存じですか。

	<p><b>身体障害者標識</b> 警察庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手や足などに障がいのある方が車を運転する場合に、車に表示するマークです。</li> <li>・このマークを表示した車に対し、幅寄せや割り込みをすると、道路交通法違反となります。</li> </ul>
	<p><b>聴覚障害者標識</b> 警察庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音が聞こえない、聞こえにくいなどの障がいのある方が車を運転する場合に、車に表示するマークです。</li> <li>・このマークを表示した車に対し、幅寄せや割り込みをすると、道路交通法違反となります。</li> </ul>
	<p><b>障がい者のための国際シンボルマーク</b> 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある方に配慮された建物、施設であることを表す世界共通のマークです。</li> <li>・このマークのある駐車場やトイレ等では、障がいのある方の利用に配慮しましょう。</li> </ul>
	<p><b>盲人のための国際シンボルマーク</b> 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がいのある方に配慮された建物、設備、機器などにつけられている世界共通マークです。</li> <li>・街角の信号などでこのマークを見かけたら、視覚障がいのある方への支援や協力をお願いします。</li> </ul>
	<p><b>耳マーク</b> 一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耳が聞こえない、聞こえにくいなどの障がいのある方が、自身の障がいを表すために身につけるマークです。自治体、病院、銀行等の窓口でも表示され、聴覚障がいのある方が利用しやすい環境づくりにも活用されています。</li> <li>・このマークを身につけている方を見かけたときは、「はっきり口元を見せて話す」「筆談をする」などの配慮をしましょう。</li> </ul>
	<p><b>ほじょ犬マーク</b> 厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お店などの入り口に表示され、身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の受け入れについて周囲の理解を求めるマークです。</li> <li>・補助犬は、法律に基づいた訓練を受け、「作事中」は補助犬の表示をつけます。</li> <li>・補助犬は、お店などに入ることが法律で認められています。補助犬を見かけたら、受け入れへの理解をお願いします。</li> </ul>
	<p><b>オストメイトマーク</b> 公益社団法人 日本オストミー協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレの入り口に表示され、人工肛門・人工膀胱を保有する方（オストメイト）が利用できるトイレであることを示すマークです。</li> <li>・オストメイト対応トイレがどこにあるか聞かれたときは、このマークのあるトイレを案内してください。</li> </ul>
	<p><b>ハート・プラスマーク</b> 特定非営利活動法人 ハート・プラスの会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内臓に障がいがあっても見た目は分からない方への配慮を求めるマークです。ご本人が身につけたり、駐車場や鉄道・バスの車内等で表示されたりしています。</li> <li>・このマークを身につけている方を見かけたときは、優先駐車場や優先席の利用をすすめる、携帯電話の使用を控えるなど、思いやりのある行動をしましょう。</li> </ul>
	<p><b>障害者雇用支援マーク</b> 公益財団法人 ソーシャルサービス協会 ITセンター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある方の就労（仕事につくこと）を応援する企業や団体などが、ホームページや広告物などに表示するマークです。就労を希望する障がいのある方にとって、障がい者雇用を積極的に行っている、行いたいと思っている企業がどこにあるのかを分かりやすくし、企業側と障害のある方の橋渡しをめざしたものです。</li> </ul>
	<p><b>白杖SOSシグナル普及啓発シンボルマーク</b> 岐阜市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がいのある方が困っているときに、白杖を高く掲げて周囲の方にサポートを求める「白杖 SOS シグナル」を知ってもらうためのマークです。</li> <li>・視覚障がいのある方が白杖を掲げているときは、すすんで声をかけ、困っていることを聞き、必要なサポートをしましょう。</li> </ul>
	<p><b>ヘルプマーク</b> 東京都</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。</li> <li>・ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</li> </ul>

## 岐阜県